

# 令和6年度 事業計画書（案）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

穀物相場は中国の穀物需要拡大や世界的な人口増加、新興国の生活水準が向上したことから、ここ数年大幅に上昇しています。また、トウモロコシから作る自動車燃料向けエタノールやディーゼル燃料向けの大豆から作る大豆油等バイオ燃料向けの利用拡大も穀物需要を押し上げています。加えて、出口の見えないウクライナ情勢や気候変動による減産リスクの高まりもあり穀物相場の高止まりは恒常化する懸念があります。

為替相場についても1月に発生した能登半島地震の影響もあり、金融緩和政策の早期修正観測が後退したことなどから、150円を超える水準まで円安が進んでいます。当面は高値圏でもみ合う見通しであり、今後は日米金利差の動向に左右される相場展開が見込まれます。

補てん事業においては、制度による補てんや国の緊急補てん、特別対策により多くの生産者の生産基盤維持に貢献した一方で、県内農家の経営は配合飼料高騰の長期化から廃業や飼養頭羽数を削減させるなど、厳しい状況が続いています。

配合飼料価格安定制度についても、制度設定見直しが喫緊の課題となっています。現在、農林水産省による「配合飼料価格制度の在り方に関する検討会」が行われており、各関連団体より制度見直しに向けた意見が出され議論が進んでいるところです。

こういった背景のもと基金運営においては、事務委託事業である肉用牛肥育経営安定交付金制度は登録頭数等増加傾向にあり安定した事業を推進しており、肉用子牛生産者補給金制度では数年ぶりに生産者補給金の発動があったこともあり登録頭数は増えつつあります。

また、国や県など配合飼料価格高騰緊急対策事業については依頼があれば緊急事業として対応いたします。当協会は引き続き、国・県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策等畜産の振興に関する諸事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給及び価格安定に寄与していきたいと思います。

## 1 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格の変動によって生じる畜産経営者の損失を補てんすることにより畜産経営の安定を図るため、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）との間で締結する基本契約に基づき次の事務を行う。

### （1）配合飼料価格差補てん数量契約の締結

畜産経営者と基本契約及び数量契約を締結後、全日基と配合飼料価格差補てん契約を締結する。

令和6年度契約数量等の概要

荷受組合数 14 組合（加入者数 168 戸）

毎年3月末現在の契約数量

畜種	6 年度		5 年度		前 年 対 比	
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量
乳用牛	13	15,138	13	16,362	100.0%	92.6%
肉用牛	64	43,439	63	41,989	101.6%	103.5%

豚	27	51,427	28	48,741	96.4%	105.6%
採卵鶏	57	170,970	61	179,581	94.0%	95.2%
肉用鶏	7	12,160	7	12,880	100.0%	94.4%
合計	168	293,134	172	299,553	97.6%	98.0%

※罹災による数量減少あり 前年度から▲6,419ト減少

(2) 通常補てん積立金、別途納付金の徴収及び全日基への納入

令和6年度の配合飼料価格差補てん数量契約に基づき、加入者が負担する通常補てん積立金を四半期ごとに飼料荷受組合の取りまとめにより徴収し、これを全日基に納付する。積立金、別途納付金の単価は下記のとおりである。

区 分	単価 (円) / トン
通常補てん積立金	800円/トン
別途納付金 ・新規加入者	0円/トン
・前年度第2四半期以降解約再加入者	970円/トン
・前年度第3四半期以降解約再加入者	1,590円/トン
・前年度第4四半期以降解約再加入者	1,720円/トン

・令和6年度の通常補てん積立金 (ト当たり 800円)

対象数量 293,134ト 積立金総額 234,507,200 円

(3) 価格差補てん金の交付業務

全日基から示された補てん金額を加入者に交付するが、現在は分割交付のため補てん交付が無い場合も前四半期分割分を交付する場合がある。

補てん金額は、配合飼料価格の動向から予測が困難であるので、金額を明示していないが交付を実施した場合には報告において明示する。

2 畜産物の価格安定対策及び畜産経営環境保全対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛生産者安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の再生産を確保するため肉用子牛の価格低落時に契約生産者に対して、生産者補給金を交付する事業であり加入者の窓口となって、個体登録、販売・保留報告等の事務を実施し、子牛生産者の経営安定に資し、生産者の拠出と国の補助金より造成した基金から肉用子牛生産者経営体に対して補助金を交付するものである。

当基金協会は(一社)三重県畜産協会からの事務委託を受けて、下記の事務を行う。(令和2年度より、第7業体となり再契約。令和2年度から5年間)

委託事務費 70,000円

参加荷受組合 5組合 契約農家数 11戸

導入計画頭数 138頭(肉専用種115、交雑 21、乳用種 2)

① 肉用子牛生産者補給金制度の推進及び指導

② 生産者補給金交付契約に係る書類の受理及び送付

- ③ 個体登録に係る書類の受理及び送付
- ④ 肉用子牛に個体識別の措置
- ⑤ 生産者負担金の請求に係る書類の送付
- ⑥ 契約肉用子牛の販売又は保留の確認、申出に係る書類の受理

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛の価格低下により肉牛農家の収益性が悪化したときに生産者の抛出金と国の助成により造成した基金から粗収益と生産費の差額の9割を補てんするものである。当基金協会は（一社）三重県畜産協会との事務委託に基づき、加入者の窓口となって個体登録、販売報告等の事務を行う。（令和4年度から第2業体）

事務受託費 800,000円  
 事務委託費 250,000円  
 参加荷受組合 6組合 契約農家数 25戸  
 導入計画頭数 4,234頭  
 （肉専用種3,574、交雑種656、乳用種3、その他1）

- ① 契約に係る書類の受理及び送付
- ② 生産者積立金に係る書類の受理及び送付
- ③ 個体登録に係る書類の受理及び送付
- ④ 契約肥育牛の販売の確認の申出に係る書類の受理
- ⑤ 契約肥育牛の異動報告書の受理
- ⑥ その他事業推進に必要と認められるもの

(3) 畜産環境整備リース事業（畜産環境整備機構からの業務委託事務）

畜産経営の環境保全を図るため、（一財）畜産環境整備機構の委託を受けて環境整備に必要な機械及び施設等の貸し付け業務を実施するとともに、借受者から貸付料の徴収を行う。

事務受託費 20,000円  
 参加荷受組合 3組合 契約数 4戸（1戸は複数契約）

・ 令和6年度貸付料徴収計画

（経営・直接リース事業）

（単位；円）

No.	機械・施設	取得価格	R6 年度納付額	残 額
1	発電機	2,770,000	671,448	0
2	豚分娩柵	4,484,000	484,272	0
3	発酵機	22,400,000	4,499,200	0
4	発酵機・堆肥舎	31,150,000	6,154,280	21,810,693
合 計		60,804,000	11,809,200	21,810,693

（注）直接リース事業（畜産環境整備機構との直接貸付）

### 3 その他畜産振興を目的とする事業

その他畜産経営の安定に必要な事業並びに行政、関係機関との連絡を密にして、畜産関係情報の提供等の事務を実施する。

## II 管理・運営事項

### 1 総会の開催

定款第19条の規定に基づき5月に決算総会を開催する。

但し、総会を開催する必要が生じた場合は臨時総会を開催する。

総会 定時総会 年1回5月開催 ・ 臨時総会 必要の都度開催

### 2 理事会の開催

円滑な業務運営のため、年3回、5月・10月・3月に開催、また必要の都度開催する。

### 3 会議の出席

全日基定時総会 年1回開催（東京）

畜産環境整備機構会議 年1回開催（東京）

飼料基金・畜産関係ブロック会議 年1回開催（名古屋市他）

中部飼料基金協議会会議 年2回開催（担当県他）

三重県、畜産協会等が開催する会議等

その他、必要に応じて県及び関係機関が開催する会議・研修会等